



小樽南ロータリークラブ会報

1960年創立
昭和35年2月5日

25

2022年6月3日発行
通巻 第2968号

Rotary 2021-2022年度19テーマ

2021-2022年度 RI第2510地区目標

- 世界に奉仕を 地域には感謝を
- 不忘感謝先人偉業

奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

今週6月3日金のプログラム

- 卓話：米山奨学生 孔 莉君さん
コウ リジュン

来週6月10日金のプログラム

- クラブフォーラム

再来週6月17日金のプログラム

- クラブアッセンブリー

●例会場/オーセントホテル小樽 ●例会日/毎週金曜日12時30分 ●事務局/〒047-0032 小樽市稲穂2-15-1(オーセントホテル内) TEL.0134-27-8080 ●Club Homepage URL <http://rid2510.org/otarusouth/>

●第24回例会報告 (5月27日金) ●クラブ定款・細則変更 廣瀬委員長

■ロータリーソング【我らの生業】

■会長挨拶【野村会長】

本日はご案内のとおり会員組織委員長の廣瀬さんより定款の変更点、運営細則の改正点についてご説明いただきます。定款の方は標準クラブ定款ですので国際ロータリーの決定どおりですが、細則は推奨クラブ細則ですので、クラブの実状に合わせて改正することができます。改正については総会ではなく、例会に於いて改正できますので後ほどご承認をいただきたいと存じます。本例会でご承認いただきましたら、松浦年度以来となりますが、印刷をして会員皆様に配布させていただきます。宜しくお願い申し上げます。

■幹事報告

- 例会終了後 理事会
- 新入会員紹介

浄土真宗本願寺派 本願寺小樽別院 菊池宗城会員の退会に伴い、交代会員として山本政秀氏の入会が本日の理事会で承認されましたので、異議ある方は細則第13条第5節の規定により、理事会あてに申し立て理由を記した書面をもって、7日以内に通告くださるようご通知申し上げます。

■委員会・同好会報告

【ゴルフ同好会】井手次期幹事

本年は新会長に濱本進会員を同好会会長に迎え、雨の予

報もと5月28日に第一回コンペを開催しました。新会長のご尽力のお蔭か雨もほとんど降らず、涼しい中プレーをすることが出来ました。優勝には準会員の本吉氏が、準優勝に米山会員がなられました。本年も怪我無くプレーだけでなく懇親も深め活動していきたいと思ひます。



■出席委員会

令和4年5月27日(金)

会員総数 58名 本日の欠席者 0名
理事会決定により100%出席
リモート出席者 2名 見延、佐藤(勉)

令和4年4月13日(金)

会員総数 58名 100%出席

■まごころ箱 いつも有難うございます!

- 野村会員** 廣瀬委員長ありがとうございました。
- 濱本会員** プレゼント喜んでます。
- 小原会員** 5月16日、30回目の結婚記念日。記念の初孫ができました。また、7月1日付けで転勤となり、退会させて頂くこととなります。たった2年間でしたが、お世話になりました。
- 山下会員** 会員誕生日。

入金集計額
【令和3.7.2~令和4.5.27】

5月27日分
12,000円

合計 **850,500円**

訂正 まごころ箱の入金集計額において誤りがありました。
会報23号 【誤】 合計 722,500円 【正】 合計 822,500円
会報24号 【正】 合計 738,500円 【正】 合計 838,500円 訂正してお詫び申し上げます。

2019年定款・細則改正に基づいての 小樽南RC定款・細則変更説明



会員組織委員長 廣瀬 保男

2019年規定審議会に於いてRI定款・細則および標準ロータリークラブ定款が大幅に改定されました。これに対処するために、クラブは定款・細則を改正して、管理運営をしなければなりません。今回の改正の大きな特徴は、クラブ定款に例外規定が認められたことにより、結果としてクラブ自治権が大幅に拡大されたことです。クラブ細則を抜本的に改正して、クラブの管理運営を見直す必要があります。

1 ボランティア連合体

RI定款では、将来、類似した奉仕クラブの連合体を形成するための第一歩として、新たな会員としてローターアクトクラブが加わることになり、ロータリーの奉仕理念に近いローターアクトクラブを会員として取り込み、その後順次ソプロチミストやゾンタやライオンズ等、ボランティア連合体に賛同する団体を会員に加えて、最終的には世界最大のボランティア組織を作るための布石だと考えられます。

2 職業分類制度の廃止

職業分類による入会制度は無くなり、一人一業種制度は完全に撤廃されました。社会に何らかの貢献している人ならば、誰でも入会できるようになり、職業を持たない家庭の主婦、無職、退職者でも、何らかの形で社会に貢献している人が入会可能になりました。

3 事務総長の権限強化

RI細則に於いては、事務総長の権限を従来の最高経営責任者（COO）から、最高執行責任者（CEO）に格上げして、企業ならば取締役会長に相当する最高の権限が与えられ、国際ロータリーを世界最大のボランティア組織を行う企業の管理運営と見做して、事務総長に長期の安定した権限を与えようとするものです。

4 規定審議会に於ける理事会の優位性

規定審議会は大幅な見直しが行われ、理事会からの立法案は期日の制限なしに何時でも提案することが可能になると共に、全ての立法案を修正する権限が与えられました。更に、立法案の公表については、その対象が審議会議員とガバナーに限定され、従来は認められていたクラブ幹事やウェブ上の公表は廃止されました。

5 規定審議会の電子投票

事前に制定案の電子投票を行い、代議員の80パーセントの賛成を得た案件のみが直接会合に提案されることになりました。

6 例会

原則週1回が、少なくとも月2回に変更されました。1年に4回までは例会を取りやめることが出来ますが、3回を超えて連続して例会を取りやめることはできません。

7 会員身分

会員の種類は正会員と名誉会員ですが、その中を細分することができます。例…シニア会員、出席免除会員、選挙によって選ばれる公職の人、退職者、家庭の主婦、同業者等

8 出席

例会前後2週間のルールが撤廃されましたので、年度内何時でもメイクアップの対象となります。メイクアップはその会合に60パーセント以上出席は変わりません。

9 委員会構成

標準ロータリークラブ定款では 1.クラブ管理運営、2.会員増強、3.公共イメージ、4.ロータリー財団、5.奉仕プロジェクト委員会となっていますが、これらに拘らない委員会構成が可能です。

10 標準ロータリークラブ定款の例外規定

標準ロータリークラブ定款の例会や出席や会員身分に例外規定が設けられて、定款と異なる規定をクラブ細則によって制定することが可能となりました。即ち、クラブ定款に縛られない大幅なクラブ自治権が与えられたことを意味します。クラブの管理運営の詳細を規定するのがクラブ細則です。細則を十分検討の上制定して、その細則に従ったクラブ管理を行う必要があります。

11 定款・細則の改正

定款の改正は、第2条（名称）および第4条（クラブの所在地域）以外は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ可能です。細則の改正は、いかなるクラブ例会においてもできます。細則第14条に規定されています。

従って今回の細則変更通知は、21日前になされ、5月初めの理事会で討議可決されていますので、定定数（本クラブ会員総数の3分の1）が満たされている本例会において3分の2が変更を支持することを表明すれば、新細則によってクラブは運営されます。

2022年5月27日の当クラブ例会にて、細則第14条改正に則り、当クラブの定定数を十分に超える会員の出席のを得て、定款・細則の変更が、細則第5条会合、細則第7条採決の方法、の文語が一部修正の上、ほぼ出席者全員に支持されました。

